

承認第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出

越前町長 高田 浩樹

専決第14号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度越前町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度越前町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,644,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月20日専決

越前町長 高田 浩樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		81,623	2,600	84,223
	1 繰越金	81,623	2,600	84,223
補正されなかった款にかかる額		13,560,000		13,560,000
歳入合計		13,641,623	2,600	13,644,223

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		1, 5 5 7, 3 2 7	2, 6 0 0	1, 5 5 9, 9 2 7
	4 社 会 教 育 費	3 0 8, 1 8 3	2, 6 0 0	3 1 0, 7 8 3
補正されなかった款にかかる額		1 2, 0 8 4, 2 9 6		1 2, 0 8 4, 2 9 6
歳 出 合 計		1 3, 6 4 1, 6 2 3	2, 6 0 0	1 3, 6 4 4, 2 2 3

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 越 金	8 1, 6 2 3	2, 6 0 0	8 4, 2 2 3
補 正 さ れ な か っ た 款 に か か る 額	1 3, 5 6 0, 0 0 0		1 3, 5 6 0, 0 0 0
歳 入 合 計	1 3, 6 4 1, 6 2 3	2, 6 0 0	1 3, 6 4 4, 2 2 3

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 教 育 費	1,557,327	2,600	1,559,927				2,600
補正されなかった款にかかる額	12,084,296		12,084,296				
歳 出 合 計	13,641,623	2,600	13,644,223				2,600

2 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	81,623	2,600	84,223	1 繰越金	2,600	前年度繰越金
計	81,623	2,600	84,223			

3 歳出

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 生涯学習センター費	62,041	2,600	64,641				2,600	14 工事請負費	2,600	生涯学習センター施設維持管理工事
計	308,183	2,600	310,783				2,600			

